

荻窪法人会

O G I K U B O H Ō J I N K A I

201



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に442の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

3 令和元年度 会員増強運動月間を終えて

◎水島隆明 組織委員長

4 新入会員名簿

5 e-Tax推進税理士事務所について

6 [令和元年度] 各ブロックの春季研修会レポート

9 税制セミナーの参加のご報告

10 令和2年 公益社団法人荻窪法人会 新年講演会

12 税制委員会より「税制改正大綱」

14 税務コーナー

16 ブロック・委員会・部会報告

旭日双光章受章

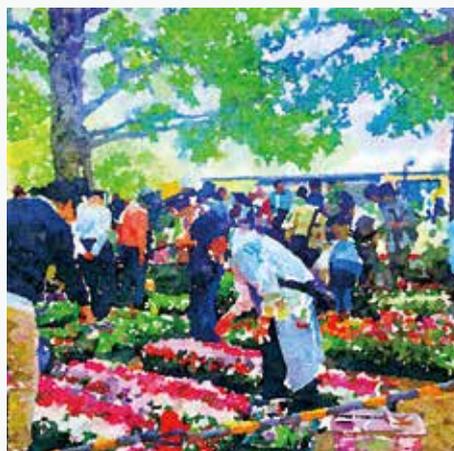
5団体共催 特別研修会

青年部会

女性部会

源泉部会

表紙イラストについて



荻窪周辺シリーズ

【花と緑の井草祭り】

平成21年から開催されている「花と緑の井草祭り」(主催:花と緑のステキなまち井草協議会)。会場の荻窪園芸地方卸売市場では新鮮な野菜や草花の即売会をはじめ、魚沼産コシヒカリなどの地方物産の直売、花のプレゼント抽選会など企画で毎回賑わいを見せるイベント。

組織委員会

令和元年度

会員増強運動を終えて

水島隆明 組織委員長

ご協力ありがとうございました

荻窪法人会会員の皆様におかれましては日ごろより組織委員会の活動にご協力いただきましてありがとうございます。10月から11月の会員増強月間では19会員の入会でしたが、年間目標の74会員増強に対してこれまで40会員の方々に入会いただき、54・1%の達成率となりました。加入率は稼働法人数2773に対して74・9%の加入率となり、変わらず高い組織率を維持することが出来ました。ご入会いただいた皆様にご紹介いただきました会員の皆様に重ねて御礼申し上げます。

ここ数年、組織委員会では「来たくなる法人会」をスローガンに退会防止事業の推進を各支部の皆様

お願いしております。年度末に法人会の事業が全面中止になった影響で一部の退会防止事業が中止となりましたこともあり、今年の退会防止事業は24件という結果となりました。昨年度29件から今年は40件の実施を目標としましたが、結果としては目標に対して60%の結果となり、委員長として反省をしております。

昨年度より私は全法連の組織委員会に参加させていただいております。

支部別加入率(2020年2月19日現在)

	支部	移動数	会員数	加入率(%)
BLOCK 1	1	102	56	54.9
	2	118	82	69.5
	3	134	109	81.3
	4	136	105	77.2
	5	95	77	81.1
	計	585	429	73.3
BLOCK 2	6	161	119	73.9
	7	125	83	66.4
	8	197	104	52.8
	計	483	306	63.4
BLOCK 3	11	160	102	63.8
	13	56	60	107.1
	14	112	101	90.2
	15	207	165	79.7
	計	535	428	80.0
BLOCK 4	16	82	63	76.8
	17	88	70	79.5
	18	117	100	85.5
	19	181	117	64.6
	20	137	87	63.5
	計	605	437	72.2
BLOCK 5	21	76	43	56.6
	22	79	76	96.2
	23	102	72	70.6
	24	126	120	95.2
	25	182	156	85.7
	計	565	467	82.7
事務局			9	
合計		2,773	2,076	74.9

全国的に見ても平成7年のピーク時に132万社だった会員数が、令和元年度には76万社まで減少しております。先日開催された委員会では令和2年度の事業計画に「全ての会が会員数の純増を目標とする」、「法人会員数80万社の回復」そして

「役員一人一社以上の獲得」の三点を盛り込みました。荻窪法人会も令和2年度に向け、同様の目標を掲げてまいりたいと思います。今後も荻窪法人会の組織増強にむけ、皆様ご協力をお願いいたします。よろしく



新入会員名簿

令和2年3月31日現在

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
第1ブロック					
3	—	伊藤 裕二	—	—	—
3	ばぶ ちんちら	津田 遊佐子	武蔵野市吉祥寺本町1-18-6-303	0422-20-2875	飲食業
第2ブロック					
7	ありよし	有吉 克子	杉並区上荻2-20-6-101	3392-7889	飲食業
8	業績改革メソッドラボ	山崎 智之	杉並区西荻北4-6-19	050-6875-5893	経営コンサルタント
	カラオケ館 西荻窪駅前店	大石 団	杉並区西荻北3-20-3	5303-4588	サービス業
第3ブロック					
11	(公社)東京都宅地建物取引業協会 杉並支部	小國 敏雄	杉並区阿佐谷北1-3-51-15-6-3F	3311-4937	団体
13	(株)HOZAN	浅倉 眞司	杉並区天沼2-35-7	3391-5715	不動産管理
	(株)SONIKA(クマルアジアキッチン)	KHATRI HOM	杉並区上荻1-24-3	3391-9315	飲食業
	—	吉田 将喜	—	—	—
14	Accogliente	秋沢 孝典	杉並区天沼2-35-73-10-14-1F	6279-9622	飲食業
	参議院議員	朝日 健太郎	千代田区永田町2-1-1	6550-0620	政治家
	森田光雄税理士事務所	森田 光雄	杉並区上荻2-19-18-2F	6874-7851	
15	Rehabilitation Plus	塚田 直樹	杉並区桃井1-4-2-1F	050-3442-5448	リハビリ
	東京商工会議所 杉並支部	会長 和田 新也	杉並区上荻1-2-1-2F	3220-1211	経済団体
	(株)木村不動産鑑定	木村 修	杉並区阿佐谷北1-3-5	5356-9158	不動産鑑定業
第4ブロック					
16	ソニー生命保険(株)	江口 昭彦	杉並区西荻北2-14-1-301	5358-1701	保険業
17	合同会社カミーユ(Camille)	藤原 德行	杉並区上荻1-24-4-601	3390-4107	美容業
	(株)テラ(笑生訪問看護ステーション)	須藤 博子	杉並区西荻南3-21-5	5344-9838	医療・介護
	綱へこ	児玉 洋祐	杉並区西荻南3-14-10-1F	5941-5746	飲食業
18	焼とりよね田	米田 研介	杉並区西荻北4-1-22-102	3334-2094	飲食業
	スナック38	村上 由美	杉並区松庵3-39-11	5344-9322	飲食業
	酔い処 古川家	古川 正利子	杉並区上荻1-9-1-B1	5347-0339	飲食業
	ニューコスモス	堀江 恵子	杉並区西荻南3-15-9	3331-8811	スナック
19	生活クラブ生活協同組合・東京コワーキングスペース永福	理事長 増田 和美	杉並区泉3-7-1-2F	6265-8675	コワーキングスペース事業
	社会福祉法人浴風会 浴風会病院	院長 伊藤 嘉憲	杉並区高井戸西1-12-1	3332-6511	医療業
	(株)フクシア	福嶋 邦典	杉並区久我山5-16-9	5344-9184	不動産売買仲介
	NPO法人 COSMO FEST	平中 孝祐	杉並区上荻1-19-6-401	080-1782-0337	映像・イベント
	(株)シャルム	樺嶋 信子	武蔵野市境南町2-9-9-304	0422-31-5588	サービス業・派遣・コンパニオン
	(株)3ventos(DRUMS PROSHOP GATEWAY)	植木 寛郎	杉並区久我山5-24-31	6671-5998	楽器小売業
第5ブロック					
20	(株)Diva	下田 一記	杉並区宮前4-21-27-3F	6427-9454	店舗設計・デザイン
	(株)コージー	氏橋 治信	杉並区成田西3-12-9	3392-8161	オフィス環境整備
22	えん酌	柏倉 永治	杉並区荻窪5-10-22-2F	6915-1150	飲食業
	安藤商事(株)	安藤 智規	杉並区浜田山3-27-21	3311-0771	不動産
23	(株)小林幸司建築設計事務所	小林 幸司	杉並区荻窪3-14-17	5347-6502	建築設計事務所
24	Reva	高橋 修二郎	杉並区荻窪4-27-14	3391-7595	飲食店
	—	新田 尚志	—	—	—
	杉並区議会議員	國崎 隆志	杉並区上荻4-19-17-201	6336-4302	杉並区議会議員
25	Udagawa・Asset・Management(株)	宇田川 祐治	杉並区南荻窪1-9-3	090-8059-0546	情報提供サービス業
	松本光博を育てる会	松本 光博	杉並区荻窪4-21-8-301	080-4327-7767	政治資金団体
	JINO(株)	郷司 智子	杉並区荻窪5-10-22-1F	6869-3495	医療機器販売業
	青葉総合税理士法人	丸山 真司	杉並区荻窪5-26-9-5F	3398-0523	税理士事務所
	積水ハウス(株)東京西シャームゾン支店シャームゾンステーション荻窪	店長 高嶋 哲也	杉並区荻窪5-30-16-2F	3398-7111	建設業

e-Tax 推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さまの多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたらいいか?」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか?」との問いを發したところ80名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけないでしょうか?

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会 (e-Tax 担当)

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所 (敬称略)

令和2年3月31日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メソネット105	3397-6652	天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228		鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455	
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128	
下井草	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334	
	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6676-9989	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910	
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177	
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118	西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343		内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
	小島孝子	下井草5-23-2鈴木ビル203	6317-7493	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221	
今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976	久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9Ken's西荻北ビル5F	6454-7471		新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前口イールハイツ304号	3334-1305
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101		小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266	
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371	稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194	
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566	荻窪	熊澤眞理子	荻窪1-17-11	6915-1807
	東原功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055		森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グライツィオーソ西荻窪B1	3399-0180		永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781		尾崎正俊	荻窪3-47-15 第3野村ビル300号	3392-1101
	上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階		3391-6309	望月英仁	荻窪4-6-24-201
吉原敬三		上荻1-11-3アベイク神秋602号	3391-2881		黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216
大矢勝昭		上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588		早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626
小林誉光		上荻1-17-10シンフォニーアングランテ602	3391-1044		伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
今村千恵子		上荻1-18-12春木屋ビル	6915-1303		千葉繁樹	荻窪4-32-3AKオギクボビル401	050-5527-4372
穂坂正積		上荻1-18-14-206	3393-7571		釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
本橋喜久雄		上荻1-21-23	3392-5555	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003	
岩倉永一		上荻1-21-23-3F	3392-0157	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002	
岩倉礼子		上荻1-21-23-3F	6915-1410	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812	
原田叔法		上荻1-21-23-3F	3392-2170	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671	
小島麻里	上荻1-23-19小嶋東神ビル4F	6913-0520	池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981		
藤村茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジデント216	5347-9930		
小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465		
森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211		
和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523		
岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111	岩崎智香子	荻窪5-30-12グローリアビル1101号	3392-1198		
本天沼	小野寺誠 税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680	松庵	大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152				
	小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100				



BLOCK

REPORT

SPRING

[令和元年度]

各ブロックの 春季研修会レポート

第1ブロックと第5ブロックの春季研修会は、コロナウイルス感染症の影響に伴い、中止となりました。
令和元年度、第2～4ブロックの春季研修会は行われました。
今回も各ブロックの春季研修会参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考にしてください。

春季ブロック研修会				
中止	第1ブロック	令和2.2.21(金)	井草区民センター	「中小企業経営者のための円滑な事業承継」
	第2ブロック	令和2.2.13(木)	杉並会館マツヤサロン	「味噌と健康についてのお話」
	第3ブロック	令和2.2.19(水)	ワイム貸会議室荻窪	「泳縁(えいえん)」
	第4ブロック	令和2.2.5(水)	西武信金西荻窪支店	「自治体行政の力学」
中止	第5ブロック	令和2.2.26(水)	法人会会議室	「プロ野球名選手に学ぶ成功の鍵」

第2ブロック春季研修会

第2ブロック長 河又雅之

「味噌と健康のお話」

令和2年2月13日(木)に杉並会館において、第2ブロック春季研修会が24名の参加で開催されました。

中野区中部健やか福祉センターの保育士である鎌田文子先生を講師にお招きし、「味噌と健康のお話」というテーマでご講演いただきました。

「味噌の歴史・味噌の栄養分・味噌の効果と効能・味噌料理いろいろ」の順にお話しが進行していきました。古代中国で誕生した醬(しょう・ひしお)が遣唐使により日本に伝えられ、この醬から“穀醬”に展開して味噌になったと言われています。味噌は大豆・米麴・塩から作られており、これが米味噌です。大豆を煮てつぶし、塩と米麴を混ぜて発酵させ、約1年寝かせると赤味噌ができます。この1年の間の発酵により、ミネラル・ペプチド・アミノ酸・イソフラボン・サポニン・酵母・乳酸菌・リノール酸などの栄養分が醸し出されます。このような栄養成分を含む味噌は、高血圧予防・がん予防・糖尿病予防・老化防止・動脈硬化予防・骨粗鬆症予防・美肌効果・ダイエット効果などの効果効能が認められており、また、味噌に含まれる酵母・乳酸菌は消化吸収を助け胃腸にやさしく、免疫細胞が腸に70%あることから、免疫力アップに大いに貢献できます。味噌の摂取は、朝晩の味噌汁をはじめ、味噌田楽・味噌仕立ての鍋料理等色々あり、毎日味噌汁をのんでほしいとの事でした。また、味噌汁の塩分は、味噌の持っている成分が体外に出してしまうので、気にする必要はないとのことでした。日々の研究によって昔の常識が覆されました。

その後、懇親会にて盛り上がり、閉会となりました。皆様のご参加ありがとうございました。



研修の様子

第3ブロック春季研修会

第3ブロック 第14支部長 多比良秀俊

「泳縁(えいえん)」

令和2年2月19日(水)午後6時30分、ワйм貸会議室荻窪にて恒例の第3ブロック春季研修会を開催いたしました。講師に1992年バルセロナオリンピック競泳女子200m平泳ぎでの金メダリストであり、現在は、スイミングアドバイザーやスポーツコメンテーターとしてご活躍されている岩崎恭子さんを講師にお迎えして、岩崎さんが大事にしている言葉の一つである「泳縁(えいえん)」をテーマに2度の五輪出場などに触れ、水泳を通じて得た人の縁や思いを繋いでいくことの大切さについてお話していただきました。参加者は50名を越え大盛況に終わりました。



金メダルを持参していただき、参加者は直接接触するという貴重な体験もできました。

第4ブロック春季研修会

第4ブロック長 中川 一

『自治体行政の力学』

令和2年2月5日に毎年恒例の第4ブロック春季研修会は、旧自治省時代から総務省に勤められた上田紘士様を講師に迎えて開催されました。会場となりました、西武信用金庫西荻窪支店の3階会議室には、30名を超える参加者が集まりました。

講師の上田様は西荻窪生まれ西荻窪育ち、神明中を卒業された地元出身の講師です。講演では、まず職務に就かれた各県庁での体験談を語られました。前半は、今では考えられないような昭和の時代の激務のお話や、地域で経営をされている方の切実な訴えに答えて、行政の制度を改革された苦労話、その地方ならではの慣習に合わせた職務の進め方等々についてでした。硬いお話ばかりになるかと思いきや、今だから話せる失敗談で、

会場を和やかにしてしまう講演に、参加者達は話に引き込まれていきました。後半は、江戸時代の幕藩体制が、明治時代の改革や戦後の混乱期を経て、現在の地方制度が出来上がっていった様子をテンポ良く解説されました。日本の地方自治が、現在のようなシステムになるまでの困難さが、分かり易く知る事が出来ました。講演後の懇談会では、参加者は個々に上田様を囲み更に深い話や質問をされる光景が、いつまでも続きました。

【経歴】岡山県、消防庁、熊本県、大蔵省、岩手県、三重県では、副知事を勤められる。内閣官房審議官、総務省公務員部長を経て平成19年退官。その後も立川市にある自治大学で講師として教壇に立たれ、地方公務員の育成に従事。現在大樹生命顧問。

令和2年2月12日(水)ハイアットリージェンシー東京にて「令和2年税制セミナー」が開催されました。荻窪法人会からは、加藤副会長、大石税制委員長、新井委員、中島委員、山下委員、そして小林が、代表して参加してきました。今回は、このときの様子をご報告させていただきます。(なお、具体的な税制改正の内容の詳細については、別ページをご覧ください)

【1】第一講座 令和2年度税制改正について

講師：財務省大臣官房審議官(主税局担当) 小野平八郎氏

(1) 令和2年度税制改正の概要

次の4つの視点で、税制改正の内容を説明がありました。

①**デフレ脱却と経済再生**(オープンイノベーションに係る措置、投資や賃上げを促す措置、エンジェル税制の見直し、国立大学法人等に対する個人寄附の促進、5G導入促進税制、連結納税制度の見直し)、②**経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し**(私的年金等に関する公平な税制のあり方、NISA制度の見直し・延長、未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(夫)控除の見直し)、③**円滑・適正な納税のための環境整備**(デジタル技術を活用した利便性の向上等、消費税の申告期限の延長、利子税・還付加算金等の割合の引き下げ、国外財産調書制度等の見直し、国外居住親族に係る扶養控除等の見直し)、④**その他**(国際的な租税回避・脱税への対応、たばこ税の見直し、地方創生の充実・強化、低未利用地の活用促進、日本酒の輸出拡大に向けた取り組み)。

(2) 今後の税制について

日本の財政の現状や、債務残高の国際比較、税収の推移、受益と負担のバランスの現状分析から、税制の所得配分の役割や、相対的貧困率の上昇の問題点を指摘した後、消費税の引き上げによる影響や、諸外国の消費税の引き上げ回数や、経済デジタル化に伴う国際課税上の課題を指摘したうえで、**政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)**の概要の解説がありました。



【2】第二講座 社会保障改革と税財源の行方について

講師：一橋大学経済学研究所 教授 佐藤主光氏

昨今の消費税をめぐる批判と誤解について、「消費税増税が景気後退を招く」という議論がなされているが、実際は「社会保障費の増加や財政悪化が消費税増税を招いた」というのが正しい。さらに、増税反対の対処がさらなる増税反対の理由を増すことにもつながっている。消費税増税に反対に対処すべく「税負担の緩和措置(軽減税率・プレミアム商品券)」などを講じたことが、「制度の複雑化」と「ばらまき批判」を招き、さらに「消費税反対」という議論を招く悪循環になってしまっている。

また、社会保険料について、保険料という言葉に惑わされてはいけない。実際には、税金としてとらえるべきである。税としてとらえた場合、低所得者にとっては逆進的であり、事業者にとって、雇用税としての社会保険料は、労働コストを増大させ雇用を阻害し、労働者にとって、手取り賃金の低下は勤労意欲を阻害するものである。社会保険料を税としてとらえ、消費税とともに、課税と国際競争力を比較した場合、輸出品の価格に対して、社会保険料は「製品価格の引き上げ」となり国際競争力を奪うが、消費税は、「仕向け地主義課税」のため、「輸出品を作るために支払った消費税」は還付されるため、国際競争力に影響を与えないメリットがある。

諸外国に目を向けてみても、消費税を引き上げているのは日本だけではない。法人税や社会保険料の比重を引き下げ、消費課税に転嫁している傾向にある。ただ、今後消費税を再増税するには、「財政健全化の見える化」が必要である。これは、堅実な経済シナリオに基づいて「債務残高の対GDP比を安定化させる」という意味で「財政を持続可能にするための最終的な消費税率(最終消費税率)」をあらかじめ定めるとともに、増税の道筋(工程表)を明らかにすることを提言すべきである。仮に、最終消費税率を20%とした場合、「毎年一定率の引き上げ」をおこなうが、「経済の好転」

や「歳出の抑制」がすすめば、最終消費税率も下方修正される方向(たとえば15%)になる。国民から見れば、何もしなければ、20%となるが、成長戦略や歳出改革によって財政再建が実現すれば、最終消費税率が引き下げられることになり、「財政再建の見える化」に注目が集まるはずである。



こころを耕そう

講師

薬師寺執事長
大谷徹 葵



新春講演会・新年賀詞交歓会が、令和2年1月23日(木)、杉並公会堂小ホールで開催され、薬師寺執事長 大谷徹 葵師を講師にお迎えして新春講演会が行われました。

これからの人生または経営者としてとても役立つ心構えとなるお話しをしていただきました。

【プロフィール】 おおたに・てつじょう 1963年、東京都江東区にある浄土宗の寺の次男として生まれる。高校2年生のとき、奈良薬師寺(法相宗大本山)の故高田好胤(こういん)管長に師事。龍谷大文学部仏教学科卒業後、同大学院文学研究科修士課程修了。99年から「心を耕そう」をスローガンに、全国各地で法話行脚を開始。2017年6月から薬師寺副執事長。奈良少年院・大阪矯正管区篤志面接委員も務める。

「よっぽどの縁ですね」など著書多数。

「こころの勉強」
「こころの学校」

「皆さま、こんにちは」「こんにちは」「講演の前には必ず、幸せを与えていただく全ての人に感謝するためにも視線を合わせて挨拶から始めています。」

「奈良の有名なお寺といえば、「法隆寺」、「東大寺」そして、「薬師寺」です。これらのお寺には特徴があり、敷地内に「お墓」を有せず、お坊さんは「葬儀」を勤めることはありません。では、何のためにその存在があるのかといえ、何「こころの勉強」をするための「こころの学校」としてあるのです。その学校の教科書である『お経』は、誰も心の中にある「迷い」と「悩み」という人生の「穴」に落ちないよう、人生の「旅」の注意点が先人たちによって示されており、いわば人生のガイドブックのようなものなのです。」

身心安楽 (しんじんあんらく)

『お経』には「幸せ」を定義する四文字があり、その言葉が「身心安楽(しんじんあんらく)」とあります。必ず手帳などにメモして、身近において

ください。救ってくれる言葉になるはずで。

「身」とは、目に見えるところを指し、「心」とは、目に見えないところを指しています。人間が持っている5つのアンテナ「目」「耳」「鼻」「口」「皮膚」(五官)は全て外向きです。目に見えるところ、つまり、モノは「お金」で買えます。お金は「数字」に置き換えることができ、数字には終わりがないので、常に欲求不満になり「心」が幸せになりません。目に見えないことについては、それを受け止める「心」がしっかりとっていないと幸せがやってこないのです。

「らくちん」という言葉があります。これが当てはまる漢字はありません。これはお経の「楽身(らくしん)」という言葉がなまって「らくちん」となったようです。身体が楽な時は「らくちん」と言いますが、心が楽な時は「らくちん」とは言いません。「安心」ですね。

不安の種は「人間関係」

「人間の心に大きな波を立てる不安の種は「人間関係」です。人間関係が良ければ、どんなに苦しい状況にあっても頑張ることが出来ます。しかし、人間関係が悪ければ簡単な問題

でも乗り越えることが出来なくなってしまう。例えば、法人会の運営でも人間関係が悪くなれば、そこに参加することも嫌になってしまうということです。

ある中学生から「幸せってなんですか？」という質問を受けたことがあります。私は「身近な人と笑いながらご飯を食べることだよ」と答えました。どんなに高級料理でも嫌いな人と食べてもツライだけです。」

世の中はすべて「よっぼどの縁」

「お経の中で人と人との出会いのことを「縁」と言います。本日もご縁がたってお話しさせてもらっています。

世の中はすべて「よっぼどの縁」なのです。「よっぼどの縁」がなければ、同じ屋根の下で家族や同僚になりません。「よっぼどの縁」がなければ、本日の講演での出会いもありません。ここに来るまでも車・電車を作る人、道路やレールを敷く人、材料を掘る人等々、頭では理解できないほどのお調えの層が集まって私たちは出会っていきまます。表面的な好き嫌いや善し悪しだけしか理解できなければ、与えられた縁は調えられないのです。皆さん、隣の席の人と向き合って、



目を見つめて、微笑んで、大きな声で「よっぼどの縁ですね」と言って握手しましょう。向き合った時にお互いに受け入れて笑ったでしょ。価値観を振り回す前に「よっぼどの縁」がなければと考えてください。

ぜひ、夫婦同士でも「作り笑顔で(笑)よっぼどの縁ですね」と言ってあげてください。また、企業のリーダーの皆さんは、様々な出会いを喜べるように進んで行ってください。縁がなければ一緒の時を過ごすことはありません。本日のお年玉は「よっぼどの縁」です。ぜひお持ち帰りください。」

著書のご紹介



よっぼどの縁ですね
出版社：小学館
税込¥1,300
CD BOOK



日々のことば
税込¥1,100
一語一会、日ごとにひとこと「心」を耕す」言葉が収められている、シリーズで現在第6集まで出ている

令和2年度 税制改正大綱

法人会の税制改正提言

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と

消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現！

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるといふ点特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっております。

5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等

システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信利用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる

制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え、税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設

備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の

合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫控除)について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかつたものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日(令和2年7月1日)のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

消費税関係

■法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することと、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていますが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされてきました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来の制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売

上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

■住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付けに係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかでない貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受け場合も加えられることとなります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることにしました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなりました。

その他

■振替納税の通知依頼及び電子レト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及び電子レト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことが可能となるとともに、その際に電子署名及び電子証明書を送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田聡郎

TEL 03-5363-5698

FAX 03-5363-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

2020年度 国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist
～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。
試験の概要については下記のとおりです。
なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局(国税事務所)が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。
興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

- ◇ 試験概要 2020年度の試験概要については、令和2年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係
(TEL.03-3542-2111 内線2162)

【参考：平成31年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数(全国):227名
- ◇ 受験資格 平成31年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1)受験申込受付期間 8月中旬
 - (2)試験実施期間 9月から12月まで
 - (3)最終合格発表 12月下旬

都 税 事 務 所 からの お 知 ら せ

特別法人事業税の創設及び 税率改正後「初年度」の予定申告について

特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下の経過措置が設けられています。

経過措置 令和元年10月1日以後開始する最初の事業年度の
法人事業税・特別法人事業税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法

〈法人事業税〉	$\frac{\text{前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6.3$	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 様式は初年度の経過措置に対応していないので、ご注意ください！ </div> 
〈特別法人事業税〉	$\frac{\text{前事業年度の法人事業税額(合計額)}}{\text{前事業年度の月数}} \times 2.3$	
〈都民税法人税割〉	$\text{前事業年度の都民税法人税割額} \times 1.9 \div \text{前事業年度の月数}$	

特別法人事業税とは

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として特別法人事業税が創設され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の申告納付より適用されます。一方で、暫定措置であった地方法人特別税は廃止されます。特別法人事業税の申告納付方法等は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。法人事業税の所得割・収入割の税率も併せて改正されていますので、ご注意ください。

- **納税義務者** 法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります。
- **申告納付方法** 法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。
- **適用時期** 令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。
(注)令和元年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税の対象です。
- **課税標準** 基準法人所得割額、基準法人収入割額(標準税率で計算した法人事業税の所得割額・収入割額)
- **税率表**

課税標準	法人の種類	税率(%)
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37
	外形標準課税法人	260
	特別法人	34.5
基準法人収入割額		30※

※電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る特別法人事業税については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から税率が40%に改正されています。

※法人事業税・都民税法人税割の改正後の税率については、主税局ホームページをご覧ください。



旭日双光章受章

小竹良夫名誉会長が令和元年秋の叙勲に際し、令和元年12月17日(火)、三田共用会議所にて 勲記勲章の伝達を財務大臣より受け、引き続き皇居に参内し豊明殿に於きまして天皇陛下に拝謁の栄誉とともにお言葉を賜りました。



女性部会

2019年度 女性部会 新年会

女性部会

華やかで楽しい女性部らしい新年会

令和2年1月22日(水)に女性部会「新年会」がwest53rd 日本閣に於いて27名のご出席で開催されました。

高橋部会長より開会のご挨拶をいただき、続いて加藤副会長より「私の会社経営」というテーマで、ご講話をいただきました。加藤副会長のこれまでの仕事における経験や教訓を様々なエピソードを交えながらお話しいたいただき、皆さま非常に熱心に聞いていらっしゃいました。懇親会では、山下理事の乾杯のご発声と共に、とても楽しい懇親会がスタートしました。途中、新会員の方にご挨拶をいただき、その後は新年会恒例のビンゴゲームが行われ大変盛り上がりしました。ビンゴの景品も様々な豪華景品や様々な鉢植えのお花が用意されており、皆さま景品を選ぶ際には目がキラキラされていました。それから恒例のカラオケ大会が開催され、最後に心を一つに「手のひらを太陽に」を合唱し、渡辺副部会長の中締めのご挨拶をいただき、お開きとなりました。非常に華やかで楽しい女性部らしい新年会となり、素晴らしいひと時となりました。



5団体共催 特別研修会

「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて」

令和2(2020)年1月24日(金)荻窪税務署大会議室において、荻窪税務署・荻窪税務連絡協議会共催の「特別研修会」を開催いたしました。米田署長よりご紹介いただいた、源新英明様(内閣官房 郵政民営化推進室副室長・前内閣官房 東京オリンピック・パラリンピック推進事務局企画・推進統括官)を講師にお招きし、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて」をテーマに講演をしていただきました。オリンピック開催の意義や東京大会の概要、大会準備と機運醸成等を分かりやすくご講演いただきました。優しく分かりやすい説明だったため94名の参加者は、講師の解説に熱心に耳を傾けておりました。



源泉部会

源泉部会 1月研修会・新年会

源泉部会

親睦を深める事のできる素晴らしい機会

令和2年1月24日（金）に源泉部会の「1月研修会・新年会」が、こけし屋本館4階に於いて19名のご出席で開催されました。

研修会では荻窪税務署個人課税第1部門上席調査官の佐野様より「確定申告書の作り方」についてご講義いただきました。皆さま非常に熱心に受講されていました。

その後、井上部会長にご挨拶をいただき、柴田会長の乾杯と共に新年会がスタートしました。ビュッフェスタイルでお食事をいただきながら、様々な業種の方々と交流し、大変興味深く勉強になりました。最後に鎌田副部長より中締めのご挨拶をいただきお開きとなりました。皆さまの親睦を深める事のできる素晴らしい機会となりました。



源泉部会

2月研修会

源泉部会

源泉部会 2月研修会（社会保険労務に関する研修会）

令和2年2月14日（金）源泉部会主催の「2月研修会（社会保険労務に関する研修会）」が法人会2階会議室に於いて、33名の参加で開催されました。

研修会は「労働法必須実施事項！中小企業の人事労務管理について」というテーマで、社会保険労務士SMARTコンサルティング事務所特定社会保険労務士の金築様にご講義いただきました。ご質問なども多くお寄せいただき、皆さまとても熱心に受講されていました。

今回も源泉部会における会員増強の意図もあり、親会全会員の皆さまにご案内をしたところ、源泉部会員以外の方のご出席も多くお申し込みをいただきました。是非これを機会に源泉部会の活動を知っていただき、ご入会をご検討いただければ幸いです。



青年部会

青年部会 新年会

青年部会 会計委員 磯 史洋

令和2年度青年部新年会（荻窪・えん酌にて）

令和2年1月28日（火）18時30分より、荻窪「えん酌」にて青年部会新年会が開催されました。親会から矢澤副会長にお越しいたごき、会員とその他今後の入会を検討されているオブザーバー4名を含め、30名を超える出席者がありました。開会に先立ち小竹部会長より挨拶があり、その後矢澤副会長の乾杯により今年最初の宴はスタートしました。会の途中では、井上副部会長の音頭の下、オブザーバー参加の4名の方が紹介され、今までの経歴と共に、職業に絡んだパフォーマンスも披露され、非常に楽しく印象に残る自己紹介となりました。後半は毎年恒例となった「経済クイズ」（昨年新年会で予想した内容）の答え合わせ、並びに上位回答者への賞品授与を行いました。家庭的でアットホームな店内では、美味しい和食と日本酒が提供され、参加者は大満足の年明け最初の行事となりました。最後は宇田川副部会長の一本締めにて閉会しました。



第19支部

久我山の昔話 その①

第19支部長 辰己祐介

支部念願の研修会

久我山稲荷神社総代、久我山南自治会長の大熊昌敏様をお招きして、「久我山の昔話 その①」という事でお話をいただきました。本企画は、身近な法人会、支部の地域貢献という意味合いも含めて、支部で長年開催を話し合ってきたもので、「やっと実現ができた!」と、支部役員一同、感慨深いものがありました。参加者約40名と、これまでの支部研修になかった数の方にお越しいたごき、第1回目に相応しく、とても充実した内容の濃いお話でした。【音のない静かな世界】、【久我山の「山」はマウンテンの山ではない】、【元々は「我」ではなかった】など、歴史と共に生きてきた方だからこそ語れる、とても貴重なお話をたくさん伺えました。お話の後にアンケートを取りましたが、「実体験に基づく良い話」、「今日のように歴史を伝えていくのは大切だ」、「全く知らないことばかりで、とても勉強になりました」等々、『良かった』という感想ばかりでした。

ここで、改めて大熊昌敏様に御礼を申し上げたいと思います。大熊昌敏様、本当にありがとうございました。

次回は、5月頃の開催を目指し調整中です! 今後、2回、3回…10回、20回…50回…と続けていきたいと思っています。

優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく **特** たい **退** きょう **共**



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

- この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
- 上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

